

スキップ

No.30

2013年9月4日

J R 東海労働組合

秋の闘いシリーズ①

**怒鳴るな！
それはパワーハラスメントだ！**

**仕事を取り上げるな！
それもパワーハラスメントだ！**

労働協約・協定改訂交渉の時期がやってきました。J R 東海労は、職場の皆さんの生の声を会社にぶつけていきます。

さて、まずは「パワーハラスメント」についてです。会社は2011年度の改訂交渉時には「パワーハラスメントとは、未だその定義は明確でなく・・・」と議論から逃げていました。ところが2012、2013年度はさすがに「パワハラ」の定義は明確ではないとは言えなくなりました。厚生労働省の「円卓会議」が「職場のパワーハラスメントの概念と行為類型」と「パワハラ」の予防・解決に向けた提言を明らかにしたからです。

最近では車両職場で、出勤遅延をしたわけでもない若い社員に対し、管理者が思い込みで怒鳴りつける事象（精神的な攻撃）というが発生しました。

また東京駅では、業務が重なり、車両とホームの「渡り板」を外すのを失念し列車を遅らせた社員が担当を外され、遺失物担当に配置転換したものの、一時見習いをさせない（過小な要求）、といった事象が発生しています。

このような「パワハラ行為」が米原駅所属社員の自殺という事態につながるのです。

社員のみなさん、気持ちが悪くなら、労働組合に相談して下さい。所属組合が何もアクションを起こしてくれなかったら、J R 東海労に相談して下さい。

皆さん、JR東海労HPを見ましょう！

J R 東海労

検索